内閣総理大臣
 菅義偉
 様

 防衛大臣
 岸信夫
 様

 経済再生担当大臣
 西村康稔
 様

 環境大臣
 小泉進次郎
 様

 文部科学大臣
 萩生田光一
 様

 万博担当大臣
 井上信治
 様

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14 日本同盟基督教団「教会と国家」委員会 委員長 本間羊一

菅首相の靖国神社への玉串料奉納、及び閣僚の参拝に対する抗議声明

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、菅義偉首相が 2021 年 8 月 15 日に靖国神社に玉串料を 奉納し、また 13 日と 15 日に閣僚らが靖国神社を参拝したことに対して、以下の理由で強く抗議いたします。

1. 抗議の対象とする事実

菅首相は、2021 年 8 月 15 日、靖国神社に代理人を通じて玉串料を奉納しました。また、8 月 13 日には 岸信夫防衛相、西村康稔経済再生担当相が、8 月 15 日には小泉進次郎環境相、萩生田光一文科相、井上信治 万博相が靖国神社を参拝し、昨年の 4 閣僚を上回る 5 閣僚が参拝をしました。首相の玉串料奉納は第二次安 倍政権発足以来 9 年連続、8 月 15 日の閣僚の靖国参拝は 2 年連続です。

菅首相による 15 日の全国戦没者追悼式の式辞は、昨年の安倍前首相のものと概ね変わらない内容でした。本来ならば、アジアの近隣諸国に対する加害責任の自覚から「深い反省」や「哀悼の意」を表明すべきところを、それらの言葉は皆無でした。また、萩生田氏は「自国のために尊い犠牲となられた先人に、尊崇の念を持ってお参りするのは自然な姿だ」と発言しましたが、軍国主義の精神的支柱となった国家神道の中心的施設である靖国神社に、閣僚などの政治指導者がその肩書を記載しつつ参拝することは、私人としての宗教的行為とは異なる意味を持ちます。菅内閣は今年 6 月 25 日に「植民地支配と侵略への反省とおわび」を明記した「村山談話」(1995 年)を継承しているとの答弁書を閣議決定しています。しかし、菅首相をはじめとした諸閣僚のこれらの言動は、菅政権を含めて歴代内閣が受け継いでいるはずの「村山談話」に表明されている歴史認識を無視した不誠実なものと言わざるを得ません。

2. 政教分離原則に違反すること

かつて日本は、神格化された天皇を頂点として、皇室神道の下に神社神道を再編し、国教としての国家神道を形成しました。政府は国民に対し教育勅語や神社参拝等を通して国家神道及び天皇への礼拝を強要しました。神社参拝は国民、及び日本が植民地とした国々の人々に対しても義務とされました。拒否すれば不敬とみなされ、社会からの排除を始め、逮捕、投獄の末、獄死させられる者もいました。こうして植民地・支配地においても強制的し、根強く浸透した国家神道は、国家総動員の戦争を支える精神的支柱となり、日本は軍国主義へ突き進み、アジア地域の侵略とそこに住む人々への神社参拝強要がなされる中、国内外の多くの尊い命が犠牲となりました。日本が過去に犯したこのような過ちを繰り返さぬよう、日本国憲法第20条は、国家が宗教行為をすることや、特定の宗教団体に特権を与えることを禁じた政教分離を定めています。

今回の5閣僚の参拝はもちろん、肩書に「自民党総裁」と記帳がなされた菅首相の靖国神社への玉串料奉

納も、いずれも私人としての宗教行為とは到底理解できない公的な宗教的行為です。これらは国の宗教活動にあたり、靖国神社を公人として援助・助長していると言わざるを得ません。とりわけ、文部科学省は宗務行政を担当し、戦後における「信教の自由」の確立や政教分離の徹底を推進すべき行政機関でもあることを踏まえる時、萩生田氏の参拝と発言は文科相としての適性を著しく欠くものです。

結果として、これらの行為は靖国神社という特定の宗教に特権を与えています。したがって、本抗議声明の1.に記載の事実は、「国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない」という憲法第20条3項に明確に違反しており、憲法第99条の憲法尊重擁護義務を無視した行動と言わざるを得ません。

3. 私たちの信仰の自由を侵害していること

キリスト者である私たちは、父・子・聖霊の三位一体なる神が、今もこの世界を支配し治めているという 信仰に立っています。この世の権力は全てこの神に由来し、この神を超えることはありません。私たちは、 この神のみを礼拝します。

かつて戦前戦中、キリスト教が弾圧されたのは、国家が人間に過ぎない天皇を神とし、子なる神である主 イエス・キリストを天皇と対立すると見たからでした。そして当時、私たちは国家が推進した天皇への礼拝 に屈服し、主イエス・キリストと並べて天皇や神社を拝むという偶像礼拝の罪を犯したのです。

現在、私たち日本同盟基督教団は、戦後 50 年を経過する頃より、公式の宣言文などにおいて、その罪を 認め、悔い改めを表明しています(1991年「日本同盟基督教団宣教 100 周年記念宣言」、1996年「日本同 盟基督教団宣教 105 周年記念大会 横浜宣言」等)。

本来、「信教の自由」をはじめとする基本的人権は人間の尊厳に関わるものであり、絶対に侵されるべきではありません。しかし、国の機関である首相や国民の代表である多くの国会議員が一宗教団体に過ぎない靖国神社を参拝することは、特定の宗教団体に国が特権を与えることであり、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」という憲法第20条1項に違反します。それは、戦前戦中の轍を踏み、国家による宗教上の強要を生む可能性を孕んでおり、私たちの信仰の自由への侵害であると言わざるを得ません。

4. 軍国主義が復活するおそれがあること

靖国神社の目的は、国家のために死んだとされる戦死者の「慰霊と顕彰」にありますから、首相は、靖国神社に合祀されているA級戦犯を含む戦死者を「慰霊」「顕彰」するのと同様の行為を行ったのです。また、現役の防衛相である岸信夫氏の靖国参拝は、2016 年 12 月 29 日に稲田朋美氏が初めて参拝して以来のことでした。岸防衛相の参拝を受けて、韓国外交省は13 日、熊谷直樹総括公使を呼び出し、「慨嘆を禁じ得ない。両国間の信頼関係を毀損する」として厳重に抗議したことからも、岸氏の言動は防衛相としての適性を著しく欠くものと言わざるを得ません。

現在、菅首相を党首とする自民党は、自衛隊を憲法に明記することをはじめとした憲法改正への取り組みを強化しています。その自衛隊とは2016年3月29日に施行されたいわゆる平和安全法制によって、集団的自衛権の行使が容認されている自衛隊に他なりません。それは、自衛隊が海外で集団的自衛権と称する武力行使をし、軍隊として戦争に参加することです。仮に自衛隊員が戦死した時には日本政府が靖国神社に祀るという道を開きかねず、再びかつての軍国主義を招来しかねないということなのです。

以上の理由から、今回の8月15日の首相の玉串料奉納、また、13日と15日の閣僚らによる靖国神社参拝に対し、強く抗議いたします。